



## 第2部

### 第2章

# 計画の推進に向けて

#### 1 計画の推進主体の役割

- (1) 行政
- (2) 医療提供施設
- (3) 保険者
- (4) 都民

#### 2 計画策定後の継続的な取組



## 第2章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進主体の役割

- 外来医療の医療提供体制の充実に向けた、行政、医療提供施設、保険者、都民の果たすべき役割を定めます。

#### (1) 行政

- 外来医療機能の充実及び地域医療構想の推進に向けた取組
  - ・ 保健所を設置する区市及び都保健所は、外来医療計画の内容を診療所の開設希望者に情報提供するなど、本計画に定める手続を着実に実施します。
  - ・ 都は、地域医療構想の実現に向けて、病院・診療所の機能分化、連携に向けて、必要な情報を提供するとともに、取組を実施します。また、地域医療構想調整会議での外来医療の医療提供体制の議論のために、必要となる情報を提供します。
  - ・ 区市町村は、地域の実情をきめ細かく把握し、都や地域の医療関係機関等と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅療養含む地域の医療提供体制の確保を推進します。

#### (2) 医療提供施設

- 外来医療計画及び地域医療構想の正しい理解
  - ・ 外来医療計画及び地域医療構想の趣旨を理解し、その実現に向けて地域で必要となる医療体制の確保に努めます。

#### (3) 保険者

- 被保険者への普及啓発
  - ・ 被保険者の健康づくりと適正な受診の促進や、医療費適正化に向けて、実効性のある普及啓発を実施します。

#### (4) 都民

- サービスの受け手でなく「主体」としての自覚と積極的な参画
  - ・ 利用者である都民一人ひとりが、自らの健康に自覚と責任を持ち、健康づくりや介護予防に努めるとともに、病院と診療所の役割を正しく理解するなど、保健医療に係る情報を適切に取捨選択して、受診行動に反映させていきます。
  - ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局を持ちつつ、日頃から、様々な保健医療情報を収集、活用し、適切に医療機関を受診します。

- 今後高齢化がますます進む中で、地域包括ケアシステムにおける「支え手」として、自助・互助の精神に基づき、どのような役割を果たすことができるのかについて都民一人ひとりが自ら考え、行動します。
- 都民一人ひとりが、過剰な情報に振り回されることなく、インターネットなどをはじめとする様々なツールを活用し、医療や保健の分野で自分にとって必要な情報を探し、選択していきます。

## 2 計画策定後の継続的な取組

- 区市町村単位、診療科別の外来医療機能の現状把握等については、計画策定後も、地域医療構想アドバイザーと協働しながら調査分析を進め、地域医療構想調整会議などで議論を重ね、対応を検討していきます。

計画期間中であっても、必要に応じた見直しや変更を行うとともに、次期外来医療計画の策定・見直しに反映させていきます。